

# 名家連ニュース

令和元年9月17日(火)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.647号

## ❖ 厚生労働省 国の機関の障害者雇用状況の集計公表 ❖

官公庁の障害者雇用数の水増し問題が発覚して1年が経過。厚生労働省は、令和元年8月28日、6月1日現在の国の機関の「障害者雇用状況」を発表しました。その内容を検証します。



### ◎ 法定雇用率未達成

中央省庁や裁判所等、国の機関に在職している障害者の数は7,577.0人で、前年より3,674.5人増加して実雇用率は2.31%となりましたが法定雇用率2.5%には届いていません。国の機関44機関中27機関で達成しましたが、約4割の機関は未達成になっています。

法定雇用率は障害者雇用促進法で国・地方公共団体は2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%、民間企業2.2%と定めています。国が未達成のままでは地方公共団体や民間企業に「法の順守」「法定雇用率達成」への説得力も失ってしまいます。

### ◎ 合理的配慮の提供に問題あり

国の機関において、水増し問題発覚後の昨年10月以降、新規雇用した障害者は3,444人ですが、161人が6月までに離職しています。主な理由は、体調悪化31.7%、職場環境12.4%となっており、合理的配慮の欠如が明らかになっています。



### ◎ 模範を示すべき国の責務は重大

障害者雇用促進法は「障害者差別の禁止」と「合理的配慮の提供」を「義務付け」ています。また、障害者権利条約27条は「労働に関する障害者の権利が実現することを保障、促進する」ことを締結国に求めています。障害者雇用について、条約や国内法を順守し、模範を示す立場の「国」「公」が20年以上にわたって雇用数を偽造し、障害者の雇用機会を奪ってきた事実の猛省と共に障害者が働く際に個々の障害に応じて措置を講じる「合理的配慮の提供」を真剣に追及する努力が強く求められています。

### ◎ 地方公共団体及び民間企業の障害者雇用状況は12月末までに公表予定

なお、地方公共団体、独立行政法人等及び民間企業における障害者の雇用状況については、令和元年12月末までに公表される予定です。(文責：事務局/堀場)

## ❖ 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークのパンフレットより ❖

#### ① 雇用の分野での障害者差別の禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。

#### ② 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

#### ③ 相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。

#### ② 雇用の分野での合理的配慮の提供義務



次ページに続きます

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

### ③ 相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。障害者一人ひとりの状態や職場環境などによって、求められる配慮は異なり、多様で個性が高いものである点に留意が必要です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と事業主とでよく話し合った上で決めていただく必要があります。

## ◎ 採用後の合理的配慮の例

◆ 精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

# ❖ 令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況 ❖

## 国の機関における在職状況 国の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤ 達成割合
計	328,227.5 人 (320,654.0 人)	7,577.0 人 [ 6,237 人] ( 3,902.5 人)	2.31 % ( 1.22 %)	27 / 44 ( 8 / 43)	61.4 % ( 18.6 %)
行政機関	299,422.5 人 ( 291,986.0 人)	7,184.0 人 [ 5,956 人] ( 3,620.0 人)	2.40 % ( 1.24 %)	22 / 35 ( 6 / 34)	62.9 % ( 17.6 %)
立法機関	3,688.0 人 ( 3,655.0 人)	101.0 人 [ 79 人] ( 37.5 人)	2.74 % ( 1.03 %)	5 / 5 ( 2 / 5)	100.0 % ( 40.0 %)
司法機関	25,117.0 人 ( 25,013.0 人)	292.0 人 [ 202 人] ( 245.0 人)	1.16 % ( 0.98 %)	0 / 4 ( 0 / 4)	0.0 % ( 0.0 %)

注1 表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については1人とカウントしている。

① 平成28年6月2日以降に採用された者であること

② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること



注3 [ ]内は、実人員である。

注4 ( )内は、平成30年6月1日現在の数値（昨年12月25日公表及びその後の訂正を反映したもの）である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注5 この集計は、令和元年8月7日時点の集計結果に基づき作成した。